

第7章 長寿命化計画の継続的運用方針

(1) 点検診断の継続的实施

学校施設を長く健全に使用するためには、予防保全の考え方に基づく計画的な維持管理が欠かせません。そのためには、施設の状態を正確に把握した上で、状態に見合った対策を適宜、調整しながら、実施していく必要があります。教育総務課教育施設担当において、日常の点検診断を中心とした施設実態の把握に努め、必要な修繕・改修等の計画から工事の実施までその責任において実行し、施設の健全な維持運営を図ります。そのため、施設管理者において劣化状況調査を年1回以上実施するものとし、施設の計画的な修繕・改修等の実施に役立てることとします。

(2) 情報基盤の整備と活用

学校施設の工事情報、点検情報、光熱水費などの維持管理情報について、一元的に管理し活用するため、保全データベースの整備・活用とマネジメントシステムの運用について検討します。また、これらの情報基盤を活用するためにも、点検診断の統一的な実施の仕組みづくりや、利用・コスト等のマネジメント情報の収集・蓄積・活用などを推進していきます。

(3) 推進体制の整備

本市では、武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部を中心として、公共施設の整備等に関する全庁的な情報共有を進めるとともに、施設の整備・再編に係る意思決定を行っています。

本計画の継続的な運用については、教育総務課教育施設担当を中心に教育総務課、企画政策課、財政課と連携して取り組んでいきますが、市の建築系公共施設の6割の延床面積を占める学校施設の更新は、市の資産経営上、大きな影響があり、また、学校以外の公共施設の更新の在り方とも関連が深いことから、長寿命化を含む学校施設の更新に関しては、武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部を中心として、全庁的な情報共有を進めるとともに、意思決定を行っていきます。

(4) 計画のフォローアップ

本計画は、学校施設の改修や建替えの実施時期の目安とこれらを含む更新費用の見通しについて示すものであり、具体的な事業費は、武蔵村山市長期総合計画実施計画において、実施年度、事業費を精査するものとしします。

長寿命化計画の実施計画の進捗状況については、実施状況を毎年確認して評価し、適宜必要な修正を加えるものとしします。